令和7年度

丹波市国民健康保険事業計画

令和7年8月 健康部 健康課

令和7年度 丹波市国民健康保険事業計画

1. 計画の目的

市町村国保は、国民皆保険制度の根幹としての重要な役割を担って運営しており、誰もが安心して医療が受けられるための受診機会の確保や健康の保持・増進に寄与している。今後も進展する少子・高齢化社会において、より一層重要な役割となっている。

しかしながら、市町村国保が抱える問題は、被保険者の減少に伴う保険税収入の低下の中で被保険者の高齢化や医療技術の高度化等による医療費が増加傾向であり、財源の確保が大変厳しい状況となっている。また、被保険者には、所得に対する保険税の負担割合が高くなるものの、これら保険者の運営努力だけでは解決できない制度上の課題として全国的にも厳しさが増しているところである。

平成30年度から国保財政が県に一元化され7年が経つが、今後益々、兵庫県と県内各市町が一体となって安定的な運営に努めていく必要がある。

本計画は、このような状況のもと、国民健康保険事業運営の健全化に向けて効果的かつ効率的に 事業を推進し、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、保険給付を行うために必要な事項及び 取組みについて定める。

2. 基本方針

丹波市国民健康保険データヘルス計画等を踏まえながら、引き続き被保険者の健康保持増進を図るため保健事業を推進するとともに、県と協力・連携しながら給付と負担のバランスを考慮し必要な財源の確保を図り、国民健康保険事業運営の健全化と安定化に努めるものとする。

令和7年度の国民健康保険事業については、計画的かつ効率的な運営を目途として、主要事業の 積極的促進を図るため事業計画を策定し、その執行にあたっては進歩状況の把握等に十分留意す る。

3. 主な取組内容

(1) 医療費の適正化対策の推進

国民健康保険事業運営の健全性を維持するため、医療の実態を把握し分析・点検することにより、適正な医療費の支出を実現する。

① 医療費通知の実施

被保険者の健康意識の向上と医療費の適正化を図るため、2ヶ月診療分を1回とし、年6回、12ヶ月分の受診状況を通知する。通知内容は、受診者氏名、診療年月、診療区分(入院・入院外・歯科・調剤の別)、日数、総医療費の額、自己負担額、診療を受けた医療機関等名とする。

②ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及促進

ジェネリック医薬品の使用を促進するため、年3回、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知するとともに、普及促進の啓発を行う。通知内容は、生活習慣病にかかる医薬品を対象とし、先発医薬品との差額が1薬剤150円以上の差がある者に通知する。

③レセプト点検の実施

レセプト点検業務の強化を図るため、市担当職員に加えレセプト点検事務に精通した業者の もとで、医療機関から毎月請求されたレセプト(診療報酬明細書)について、診療内容の点 検、資格、請求点検、給付発生原因等の内容点検等を実施する。

また、その後過誤調整、再審査請求及び不当利得等に伴う返還請求、第三者行為に伴う損害 賠償請求等を実施する。

④第三者行為求償事務について

交通事故による第三者行為求償事務については、直接的に医療費の適正化に連動することから積極的に対応する。また、第三者行為の把握のため、レセプト点検による傷病名からの発見や被保険者からの届出等を確実に行うよう、広報紙やホームページ等を活用し、周知を図る。

(2) 適用適正化対策の推進

被保険者資格の適正な適用事務は国民健康保険事業を運営する上で基本的事項であり、その資格の的確な把握を行う。

①資格の適正化について

オンライン資格確認本格運用開始に伴い、他保険との資格重複者一覧を活用するとともに、 従来からの国民年金第1号・第3号被保険者資格喪失者一覧表を活用して、厚生年金保険等の 資格を取得した者に対して、国保の資格を確認し、国保と社保の保険資格が重複していると思 われる者に対し、保険資格の異動手続きを促す。

②適正な賦課について

適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底する。未申告者に対しては、保険税の軽減 措置が講ぜられない等、申告の必要性を窓口やホームページで周知する。

③居所不明被保険者実態調査について

国民健康保険証、納税通知書、督促状等の返戻分について調査票を作成の上、実態調査を行い台帳整理し、その後、戸籍係に住民登録の職権消除の依頼を行う。

(3) 収納率向上対策の推進

収納率向上対策事業の充実・強化を促進するため、税務課と連携しながら対応する。

①口座振替、コンビニ収納、クレジット納付、スマートフォンアプリ決済による納付の推進 広報紙への記事掲載、窓口でのチラシ配布、納付書発送時等あらゆる機会を捉え口座振替納 付の勧奨に努める。また、平日・昼間のみの金融機関だけでなく、平成24年度から納税者の利便性を確保するため、休日・夜間も支払が可能なコンビニ収納を実施しており、令和元年度からクレジット納付、令和2年度からスマートフォンアプリ決済を開始した。令和3年度からはSNSを使用した情報発信を開始し、様々な機会に利用を周知する。

② 悪質滞納者対策

納税意思の見極めを行い、自主的な納付が見込めないと判断した事案については、滞納者の 財産調査を行い、預貯金を中心とした差押え等の滞納処分を執行する。

③特別療養費について

特別事情届出書の提出状況を確認した上で、保険給付に代えて特別療養費の給付を行う。特別療養費の給付を行うまでに、納税相談通知などを行うことにより納税相談の機会を設け、収納率の向上に努める。

(4) 保健事業の推進

継続した保健事業を実施することで、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、疾病または 重症化の予防を実現し、被保険者の負担軽減及び医療費の適正化に努める。

- ①特定健康診査・特定保健指導の実施
- ア 「第4期丹波市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、糖尿病等の生活習慣病患者・予備群削減対策として、メタボリックシンドローム予防に関する特定健康診査・特定保健 指導を実施する。
- イ 「第3期丹波市国民健康保険データヘルス計画」に基づき、国保被保険者の疾病分析資料データを積極的に活用し、保健師等による相談や訪問等により疾病の重症化予防等に努める。
- ウ 特定健康診査の未受診者対策として、未受診者全員に対して、受診勧奨通知を送付し受診勧 奨を行う。
- エ 特定健康診査の受診率向上及び健康増進意識向上のため、被保険者の健診受診習慣を定着させる取組みとして、健康ポイント事業を行う。
- ②人間ドック助成事業について

疾病の早期発見・早期治療により健康の保持増進につながることから、国保加入者の人間ドック受診費用の一部を助成し、保健事業の推進に努める。

③糖尿病性腎症重症化予防事業の実施

人工透析への移行等重症化を予防する必要があるため、未治療者の医療機関への受診勧奨と 糖尿病治療中の者に対して医療機関と連携し保健指導を実施する。

④生活習慣病重症化予防事業の実施

生活習慣改善がない場合、重症化するのを予防する必要があるため、血圧・血糖の高値及び 腎機能の低下が認められる未治療者の医療機関への受診勧奨と自己管理ができるよう保健指導 を実施する。

⑤生活習慣病治療中断者受診勧奨事業の実施

生活習慣病治療中断者は重症化する可能性が高く、重症化を予防する必要があるため、医療機関への受診勧奨と適切な保健指導を実施する。

(5) 広報啓発事業の推進

被保険者はもとより、広く市民に対して国保制度・国保財政、医療費の実態、健康づくり等の ための積極的な広報活動を推進する。

①市広報紙の活用

市広報紙に、国保制度・適用関係等の記事を掲載し、国民健康保険事業への理解を深めるとともに、制度の周知・徹底を図る。

②インターネットの活用

市のホームページで国保制度の概要等の紹介に努める。

③パンフレット等の配布

国保制度の概要等を、資格確認書等の更新時や新規加入手続き時に配布することにより、国 保制度に対する周知を図る。